

# 土門剛

土門剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」（東洋経済新報社）、「穀物メジャー」（共著／家の光協会）、「東京をどうする、日本をどうする」（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。



筆者の連載が今月から「土門辛聞」と衣替える。編集部よりの命は、みんなが知りたがるニュースを発掘せよ、みんなが知っているニュースなら「土門剛の切抜帳」で真実を探り当てよ、だ。

## 直接支払いで農業現場はどう変わる

農家への補助金政策が大きく転換する。早くも18年度から直接支払いという新たな制度が導入されるからだ。最初は畑作農家、やがてコメ農家にも導入される予定。野菜農家は対象外となる。その理由は後で述べる。この補助金で農業の現場はどう変わるか。複雑な制度を一問一答形式で分かりやすく説明してみたい。

質問 直接支払いって何のことですか。  
土門 まだ現場での認知度は低そう

だね。新聞では、直接所得補償とも呼んだりしていて混乱状態だ。

質問 違いは何ですか。

土門 直接所得補償は、農家版「生活保護」のこと。直接支払いは、国による農家向け「固定給制度」のようなものと思ってもらえれば正しい理解が得られるかもしれないね。最近は、新聞も直接支払いという言葉を使うようになってきた。

質問 でも民主党などは先の総選挙の際に打ち出したマニフェストで、まだ「直接所得補償」という言葉を使っているようですが。

土門 政党の公約などその程度のもの。勉強不足の一語だな。論評にも値しないよ。

### 「黄」、「青」、「緑」

質問 ところで本題ですが、なぜ直接支払いなんですか。

土門 これはね、WTO（世界貿易機関）農業交渉で、農業補助金についてのルールが定められて、補助金の性格によって、「黄」の政策、「青」の政策、「緑」の政策というような分け方をされ、「黄」はストップ、「青」と「緑」はゴーと

土門剛の

切抜帳

### 1 直接支払いめぐり 次官レースが白熱化

4月20日付け週刊エコノミスト誌が、農水省事務次官人事について「ここ数年、無風だった農水省の次官レースが面白くなりそうだと、面白いアングルから伝えていた。石原次官（1970年入省）の次は田原

文夫水産庁長官（72年）でほぼ確定しているが問題はその次の次官レースだ。同誌は「73年入省組の小林芳雄官房長、須賀田菊仁生産局長、川村秀三郎経営局長の3人が争うものとみられ、事実上は小林官房長VS須賀田局長の一騎打ちになるといのが省内の一致した見方である」と紹介している。

その次官レースが省内で注目を浴びるようになったのは、2006年度予算から導入予定の新たな農業補助金制度（直接支払い）で、両者の政策手法に大きな隔たりが見られるようになったからだといっ。

「小林官房長は、プロ農家に補助金を集中するスピード感のある政策展開のスタンス。官邸とのパイプ役だけに農業改革を標榜した首相周辺の意向を代弁しているかのようでもある。一方の須賀田生産局長は現状に沿った制度導入のスタンス。プロ農家に施策を集中するような政策では零細規模農家を事業基盤とする農業団体の理解は得られないというのだ」

小林官房長といえば、生産局長時代にBSE問題の処理で大チョンボ。局長からワンランク下の官房総括審議官へ降格させられた苦い経験がある。省内では「存在感を示すために官邸の意向を受けて動くのでは」という見方もある。新たな農業補助金制度は18年度から導入予定。来年の今頃には次官「当確者」が決まるかもしれない。

いうことらしい。

質問 そのところがよく分らないんですが。

土門 そう、そこがポイントだね。なかなか現場レベルまで情報が行き渡っていないようだな。「黄」は、「貿易や生産へ影響がある施策」として「削減」対象。「青」は、「生産奨励を伴う直接支払い」と「削減対象外」だ。「緑」は、「貿易や生産へ影響がない施策」として「削減対象外」となっている。生産者に対する直接支払いの適格性として、「支払時の生産形態または量に関与しない」、「支払時の価格に関連しない」、「支払時に使用される生産要素に関連しない」、「生産行為を要件としない」などを挙げている。

質問 何やらチンプンカンプンですね。

土門 悪いけど説明する方も同じことだよ。ただ生産を直接刺激するような補助金はアウトという説明ではどうか。

質問 農水省の考え方はどうなんですか。

土門 それがなかなか外部に伝わっていないんだ。ただ経済産業省系の独立行政法人経済産業研究所の山下一仁さんが農水省の考え方を次のように代弁している。山下さん、実は農水キャリア（77年入省）で同研究

所に出向中という身分。

農業保護の大半を負担してきた関税をその重荷から解放し、消費者負担型農政を転換するのだ。価格支持でないこと、納税者負担によること、WTO協定上削減対象外（緑）の政策の基本要件である。消費者負担型の政策は誰が負担しているかが不透明であるが、納税者負担型の政策は負担と受益の関係が国民に明らかになる。価格支持は貧しい消費者も負担し、裕福な土地持ち副業農家も受益する、逆進的で不公平なものだ。納税者負担による直接支払いは消費のゆがみをなくし、経済厚生を高めるとともに、受益の対象を真に政策支援が必要な農業や農業者に限定できる。これが世界の農政の潮流だ。

質問 どんなシナリオになりますか。

土門 99年に施行された食料・農業・農村基本法は、5年ごとに見直すことになっていて、それが04年に節目を迎えることになっている。農水省は、そのタイミングで直接支払いの導入を目指しているらしい。直接支払いの対象は、畑作とコメの農家らしい。野菜農家は対象外と思ってよい。野菜はあまり面積を必要としないからだろう。ということとは土地利用型の作物

が対象になるようだな。

質問 畑作や米農家なら誰でももらえるんですか。

土門 そうは問屋は下ろさないよ。山下さんは農水省の意向をこう代弁している。

当初5年間、都府県3ha、北海道10ha以上の規模農家とし、規模拡大を考慮し、次期5年間、都府県5ha、北海道15ha以上の規模農家とする。ただし、現在の規模は小さいが規模拡大の意欲、客観的条件が備わっている者、新規就農者については暫定的に対象とする。不可抗力による場合を除き、上記の規模を維持できなかった者、暫定的な対象者のうち一定期間内に上記の規模に達しなかった者については、直接支払いの返還を求める。

質問 それじゃ一定規模以下の農家はどうなるんですか。

土門 それはグッドポイントだ。実は所得補償の対象外なんだ。少なくとも政府案ではね。

質問 ひと騒動が起きますよ。

土門 例えば都府県で3ha以上になるのは一握りの農家だろうね。大半は1ha以下の零細規模農家に対象外となる。

## 2 農業団体が特区の取り消し要望

5月12日付け山形新聞は、「農業団体が特区の取り消し要望」の記事を取り上げていた。構造改革特区として認められた企業の農業参入計画に農業団体が嘔みつき、「特区の取り消しまたは大幅な見直し」を求める要望書を市当局に提出したというのである。

同県長井市の「食の安全安心レインボープラン特区」は、「新規の農業参入の機会を設け、遊休農地の有効活用、担い手確保による農業振興とまち活性化が目標。『企業等』の参入は、長井市内に事業所があり、環境保全型農業、レインボープランに即した農業活動を行うことを条件とした。具体的には、農家と消費者が共同で生産に取り組む仕組みとしてNPO法人の参入を想定。生ごみのたい肥化、農地への還元、農産物の地域内消費と、循環型の農業を進めるレインボープランの考え方に立った農業活動に限定した。『企業等』は農地を取得できず、市と協定を結び、農地を市から借りて参入する。協定違反の場合は賃貸が解除される」（山形新聞）という内容だ。

これだけ厳しい条件でも農業団体は絶対に許せないらしい。市が開いた説明会で農業団体は「なぜ、農業生産法人でためなのか」「行政側はもっと慎重に進めるべきではなかったのか」「野放図な企業の参入を許さない手だてが必要」（以上、同紙）などの意見書を出したのである。農業団体のヒステリックな反対ぶりは滑稽な感じもしないでもないが、もはや日本農業は株式会社の農地所有などドラスティックな政策転換がなければ再生は絶対に不可能と思ひ知るべきだ。

質問 農協は黙っていませんね。

土門 農水キャリアの本心は、こんな数字で農協組織は許してくれないだろうと思ってるよ。3 haや10 haの数字はかなり高めにぶち上げた感じは否めない。どうせバナナのたつき売りではないが対象となる面積の数字が落ちてくるはずだ。

質問 落とし所の数字は。

土門 さあ難しい質問だ。農協組織からすれば30 a農家にも補償せよと言いついてくるに違いない。足して二で割れば、都府県なら1・5 ha程度が落とし所かな。かなり無責任な予想だけどね。それでも農協組織はきついと思うよ。

## 国際価格とプロ農家

質問 そんなに厳しくするのはどうしてですか。

土門 コメで考えてみよう。山下氏の論文によれば、WTO農業交渉の結果として想定される上限関税率を100%と想定している。すなわち国際価格の2倍の水準だ。いまは4倍近い。これからも農業改革をドンドン進めて国際価格に近づけるよう下げていかなければならないんだ。そのためには構造改革効果を持つ直接支払いが必要となるというわけでもあるんだ。

質問 それがどうして構造改革に

なるのですか。

土門 コメの価格が下がると、零細副業農家は農地を手放すが、受け手の主業農家の地代支払い能力も低下するため、農地は耕作放棄されてしまう。一定規模以上の主業農家に農地面積に応じたEU型の直接支払いを交付し、地代支払い能力を補強してやれば、農地はこれら農家へ集積する。この直接支払いは、地代費用を軽減するというそれ自体の直接的なコストダウン効果と、農地の集積による規模拡大・生産性の向上を通じた間接的なコストダウン効果（これにより財政負担は節約できる）を発揮する。山下氏の論文にはこう書いてある。

質問 だから零細規模農家を対象にすることはできないんですか。

土門 そうだよ。対象をプロ農家に絞って助成することこそ直接支払いの本質であり、価格低下の影響を受けない農家に助成することは不適切と考えてもらって結構だ。それに稲作副業農家の農業所得はわずか10万円しかない。稲作副業農家の所得だって、すでに勤労者世帯を大きく上回っている。零細規模農家にまで直接支払いの対象とすることは、貧乏人の勤労所得者が、それより金持ちの兼業農家に対して補助してやることになり、国民の支持は得られ

ない。

質問 零細兼業農家は切り捨て対象になるのですか。

土門 決してそうでないというのが農水省の言い分だ。つまり零細規模農家だってメリットがあるはずだと、山下氏も論文で言っている。つまり、零細規模農家はプロ農家に農地を貸して地代収入を受け取るが、政府からの直接支払いがまわり回って地代になり零細規模農家もその恩恵に預かるという理屈らしい。

質問 そんなにうまくいきますか。

土門 役人が考えるほど甘くはないよ。農協から資材を購入したり農協へコメを売ったりしていたら、連中に手数料や資材費などで直接支払いの分を吸い取られてしまうかもしれないよ。

質問 直接支払いのメリットばかり強調されていますが。

土門 固定給を国が農家に払うようなものだから、農家が公務員感覚になつて、いいものを作ろうとか、外国産とのコスト競争に勝とうとかのインセンティブ（刺激）が出てこないのではないか。農水省もそこらへ心配しているよ。

質問 ありがとうございます。

## 3 ハンナン、農水省にも飛び火か

「食肉のドン」、ハンナンの浅田満元会長の詐欺容疑での逮捕は、関西に激震をもたらしたと総合情報誌ベルダ5月号が伝えている。

「同和の力を背景に、山口組にもパイプを持つ一方、牛肉流通を押さえ、行政や捜査当局にも影響力がある浅田さんは、関西ではアンタツチャブルでした。彼の逮捕はあり得ないと思っていた」（大阪府議会関係者）

容疑事実、雪印食品や日本ハムで明らかになった牛肉偽装と同じ構図。浅田容疑者は会長をやっていた大阪府食肉事業協同組合連合会（府肉連）が、国のBSE（狂牛病）対策のための「国産牛肉買い上げ焼却事業」を悪用、仕入れた外国産加工牛肉を国産牛肉に偽装、買い上げ申請して代金約6億3800万円を詐取したというものの。

ベルダ誌は「国産牛肉買い上げ焼却事業」ほど、「政治家と官僚の無責任体質を象徴するものはない」と指摘している。そんなことから関係者の注目は、事件が政界や官界に波及するかどうかの一点だ。BSE騒動の折、自民党BSE対策本部で、鈴木宗男元代議士が農水省の幹部を呼びつけ、データラメ制度を無理矢理導入させたシーンはテレビで繰り返し放映された。そんなことから鈴木元代議士や彼と親しい九州選出のM代議士や、農水省旧畜産局幹部などに同直の手が及ぶかどうか永田町や霞ヶ関の関心事になっている。

そのM代議士、事件発覚後から党の部会にも顔を出すこともなく、身内には「近く外国に出かける」と言っているらしい。